

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 28 日

京都府知事 様



提出者
住 所 京都府京都市南区上鳥羽尻切町4番
氏 名 明清建設工業株式会社
代表取締役 本間 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 075-681-7561

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	明清建設工業株式会社
事業場の所在地	京都府京都市南区上鳥羽尻切町4番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	799,023,442円
③ 従業員数	62名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・道路建設工事(舗装工事)、道路維持工事 がれき類(アスファルト・コンクリート塊) →再生処理業者に委託して、再生骨材として再資源化 →再生処理業者に委託して、再生骨材として再資源化 混合廃棄物(安定型) →中間処理業者に委託して破碎・選別 汚泥 →中間処理業者に委託して固化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

*別紙管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類			
	排出量	3,415.21			
	(これまでに実施した取組) ・工法の選定				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類			
	排出量	2,000			
	(今後実施する予定の取組) ・可能なかぎり、排出量を抑制する工法を選定する。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類は確実に分別する
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・継続して分別を徹底するとともに、混合廃棄物についても可能なかぎり分別に努める

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施の予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施の予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	該当なし t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	該当なし t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施の予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和5 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき 類			
	全 処 理 委 託 量	3,415.21			
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量				
	再生利用業者への 処 理 委 託 量				
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量				
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量				
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・再資源化率の高い事業者を選定している。				

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類			
	全処理委託量	2,000			
	優良認定処理業者への 処理委託量				
	再生利用業者への 処理委託量				
	認定熱回収業者への 処理委託量				
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量				
	(今後実施する予定の取組) ・可能なかぎり優良認定処理業者に選定する				
	※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者		所属：本社　職名：取締役工事部長
廃棄物担当		所属：本社総務部
役割	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	本社衛生委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
	作業所長	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発

廃棄物管理組織図

